

■ 介護保険料の改定について

介護保険料は、本人の所得等により区分されます。令和3年度の所得段階別の保険料は次のとおりです。

所得段階	対象となる方	保険料（年額）	第7期 （参考）
第1段階★	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額※と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	18,972円	17,568
第2段階★	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方 	31,620円	29,280
第3段階★	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方 	44,268円	40,992
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に住民税課税者がおり、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	56,916円	52,704
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に住民税課税者がおり、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方 	63,240円 （基準額）	58,560
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方 	69,564円	64,416
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方 	79,050円	73,200
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方 	94,860円	87,840
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方 	104,346円	96,624
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方 	113,832円	105,408
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方 	126,480円	117,120

○実際に納めていただく保険料は、100円未満を切り捨てた額となります。

※合計所得金額

- 所得段階第1～第5段階では、公的年金等に係る雑所得金額を控除した額とします。
- 長期・短期譲渡所得があった場合には、すべての所得段階で、これら所得に係る特別控除額を控除します。
- 平成30年度税制改正による所得控除等の見直しについては、その影響を考慮し、調整されます。

★第1段階～3段階の保険料について、消費税率引き上げに伴い公費による保険料の軽減強化が実施されました。表中の「保険料（年額）」は軽減後のものとなります。